

平成29年度「民間育英団体」・「地方公共団体」の奨学金募集一覧（7月6日現在）

（下記各団体からの「募集案内」は、総合研究棟Ⅱ 1階の 学生支援チーム ①番窓口で見ることができます。）

奨学団体等	必要資格	支援機構 奨学金 との重複	対象学年 (注意:平成29年4月時点の学年)	金額	給付・貸与 の別	募集人員 (全国で)	募集要項の <請求先>	申請書類の <提出先>	提出期限
徳島県政策創造部県立総合大学校本部 (奨学金返還支援制度)	以下のいずれにも該当する方 ①日本学生支援機構奨学金等(徳島県が認めるもの)の貸与を「受けている方」 又は「受けていた方で、返還残額がある方(滞納がある場合を除く)」 ②徳島県内の事業所に正規職員として就業を希望する方(公務員を除く) ③大学(短大除く)、大学院、高等専門学校(大学等)を指定の「卒業年度」に卒業し、 「就業開始期間」内に就業する方(HP参照) ④徳島県内に定住することを希望する方。既卒者にあつては、H29.8.1時点で 県外に在住し、徳島県に移住することを希望する30歳までの方(H30.4.1時点)	返還支援	HPを参照のこと	HPを参照のこと	返還支援	100名程度	徳島県政策創造部 県立総合大学校本部 ホームページ(リンク)	徳島県政策創造部 県立総合大学校本部	8月1日～ 12月22日
(一社)大学女性協会	一般奨学生 文部科学省の認可する大学の大学院に在籍1年以上の女子学生 で、 学業人物ともに優れた者。 社会福祉奨学生 文部科学省の認可する大学の学部・大学院に在籍1年以上の女子 学生で、身体に障害があり、かつ学業人物ともに優れた者。 安井医学奨学生 文部科学省の認可する大学の大学院に在籍1年以上の女子 学生で、医学・薬学を選考し、かつ学業人物ともに優れた者。 ※備考 ・経済的理由は一切問わない ・過去に同協会の奨学金を授与された者は、再度応募することはできない ・在籍年数に休学期間は含まない ・翌年2月末日に、現在の大学に在籍であること ・社会福祉奨学生は、身体障害者手帳の交付を受けていること	可	一般奨学生 文部科学省の認可する大学の 大学院に在籍1年以上の女子 学生 社会福祉奨学生 文部科学省の認可する大学の 学部・大学院に在籍1年以上の 女子学生 安井医学奨学生 文部科学省の認可する大学の 大学院に在籍1年以上の女子 学生	一般奨学生(年額) 大学院生 200,000円 社会福祉奨学生(年額) 学部生 100,000円 大学院生 200,000円 安井医学奨学生(年額) 大学院生 300,000円	給付	一般奨学生 大学院生 6名 社会福祉奨学生 学部生、大学院生 合わせて3名以内 安井医学奨学生 大学院生 1名	(一社)大学女性協会 ホームページ(リンク)	大学 (学生支援チーム)	6月15日～ 8月16日
(財)中嶋記念国際交流財団 (日本人海外留学奨学生募集)	日本に在住する平成30年4月1日現在30歳以下の者で、平成30年度中(平成30年4月 1日から平成31年3月31日まで)に入学)に留学開始し、かつ、次のいずれにも該当する 者であることとします。 (1)海外の大学(又はこれに準ずる機関)の修士号又は博士号を取得するために留学 する者 (2)学業、人物ともに優秀であつて、健康である者 (3)外国語能力について、留学先での教育研究に支障のない者 (4)国際理解及び我が国と諸外国との交友、親善に寄与できるもの 注1 日本に永住を許可されている外国人は応募できません。「在留カード」又は「特別永 住者証明書」のコピーを1部提出してください。 注2 応募時に海外に在住している者(国内在住であっても、海外の大学等に学籍を有 する者を含む)及び応募時以降留学開始以前に海外に在住することが予定されている 者は、応募できません。	不可 (留学先で の授業料減 免は可)	平成30年4月1日現在 30歳以下の者	(1)月額 200,000円 (2)支度金 500,000円(往 路渡航費分含む) (3)復路航空運賃 留学修了 後の帰国時一回分 (4)授業料 留学当初の2 年間に限り、年間300万円 以内を支給(ただし、実際 に負担する場合のみ) ※給付期間の定めあり	給付	10	(財)中嶋記念 国際交流財団 ホームページ(リンク)	(財)中嶋記念国際交流財団	8月1日～ 8月25日
(財)重田教育財団	以下の(1)から(6)のすべてに該当する者 (1)日本国籍を有する者 (2)海外の大学又は大学院への入学が決定している者 (3)留学先への渡航までの期間は日本に在住していること (4)経済的な理由により留学費用の支弁が困難であること (5)学業優秀且つ品行方正であること (6)就学状況及び生活状況について適時報告できること ※但し、学位取得を目的とする正規留学を対象とし、 語学留学・短期留学等は対象外とします	可	学部生 大学院生 社会人 社会人学生	月額 200,000円 (年額 2,400,000円) ※年額を2回に分け、9月・ 3月の一定日に給付 2年間	給付	6名	大学 (学生支援チーム)	(財)重田教育財団	6月1日～ 7月31日
山梨県 (奨学金返還支援制度)	平成29年度卒業予定の者で、以下のすべてに該当する者 1. 日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を受けていること 2. 平成30年9月末までに、対象業種企業における、企画・開発、製造部門への就職を 希望していること 3. 平成30年4月初日を起点とした10年間に、8年間以上山梨県内に勤務し、かつ県内 に定住する見込みであること ※対象業種企業は募集要項に記載	必須	工学部、工学研究科の 平成29年度卒業(修了)予定 者	卒業前2年間に 日本学生支援機構 第一種奨学金の 貸与を受けた額	返還支援	18名	山梨県ものづくり 人材就業支援事業 ホームページ(リンク)	山梨県 産業労働部 人材育成課	8月31日
(財)交通遺児育英会	保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い 後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な学生 ※応募時に25歳以下の者	可	大学院生(在学) 大学院予約(学部最終学年) 学部生	月額 5万, 8万, 10万 円 月額 4万, 5万, 6万 円	貸与 (無利子)	20名 300名	(財)交通遺児育英会(リンク)	(財)交通遺児育英会 提出期限の1週間前までに 大学に推薦書の作成を 依頼すること	10月31日 (1次)8月31日 (2次)1月31日 10月31日
山口県	日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けている者又は申請している者で、博士 前期課程修了後、山口県内の製造業に就業することを希望する者	必須	工学研究科、生物資源学研究 科 博士前期課程1年生	日本学生支援機構奨学金 返還額的全額又は一部を 補助	返還支援	20名程度	山口県産業戦略部 ホームページ(リンク)	山口県産業戦略部 計画推進室	7月14日

は新着情報です。

※ 掲 示 期 限 : 平成30年1月31日 (それ以前に内容更新があった場合は、その更新(差替え)時まで)